

## 第2章

---

### 自治基本条例に基づく取組状況等



# 第1節 自治基本条例に基づく取組状況

自治基本条例に基づく制度等の運営状況について、条文ごとの取組状況を調査し、川崎市における市民自治に関する取組を全般的に確認することとした。

なお、表中にある平成23年度の数字は、平成24年1月末日現在のものであり（斜体で記載）、空欄の箇所はその時点での集計が整っていないものである。

## 1 自治運営を担う主体の役割、責務等に関する取組

自治基本条例では、「自治運営を担う主体の役割、責務等」として、市民、議会及び市長等の役割、責務等について定めている。ここでは、これらの規定に関する取組の状況について次のとおり整理を行った。

### (1) 市民の権利（第6条）

第6条（市民の権利）においては、市民がすべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができることが定められている。

なお、ここに規定されている権利は、自治基本条例第3章で規定する自治運営の基本原則に基づく制度等によってその仕組みや考え方が示され、別個の条例や手続などによって具体的に保障されている。

### (2) 事業者の社会的責任（第8条）

第8条（事業者の社会的責任）においては、事業者が地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることが定められており、市も一事業者としての立場で、環境に配慮した取組の実施、障害者雇用の拡大など、持続可能な社会の構築に向けて率先して取組を進めている。

また、市は、平成18年1月に「国連グローバル・コンパクト」に日本の自治体としては初めて参加し、グローバル・コンパクトの10原則を支持し、推進している。さらに、グローバル・コンパクトの理念を市内に広めるため、様々な主体が自主的な活動によって持続可能な地域社会づくりに貢献する「かわさきコンパクト」を推進している。

「かわさきコンパクト」は、グローバルな視野から設定した課題に対し、川崎の市民・事業者・行政等の連携により解決を目指す取組であり、理念・原則に共鳴する事業者や市民の自発的な参加と多様な主体の協働により様々な取組が行われている。

#### 【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第8条 事業者の社会的責任	●国連グローバル・コンパクト 国連が提唱した取組。「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の4分野からなる10原則	○国連グローバルコンパクトに署名 (H17年度)
	●かわさきコンパクト 国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開。市が提唱し、企業・組織、市民が自発的に参加。	○ビジネスコンパクトの登録開始(H18年度) ○市民コンパクトの登録開始(H20年度) ビジネスコンパクト、市民コンパクト登録数 H21年度   H22年度   H23年度 33件   34件   36件
	●総合評価一般競争入札制度 審査基準により評価。社会貢献度、性能等及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式。	総合評価一般競争入札制度による契約件数 (財政局契約課が契約を行うもの) H21年度   H22年度   H23年度 31件   14件   28件

### (3) コミュニティの尊重等（第9条）

第9条（コミュニティの尊重等）に関する主な取組としては、コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、町内会・自治会の取組の支援や各区役所等に市民活動支援コーナーを設置するなどの施策の推進が挙げられる。

また、平成20年4月から平成22年3月までに設置された川崎市都市型コミュニティ検討委員会の報告書を受け、平成23年3月に「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」を作成した。

#### 【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組		
第9条 コミュニティの 尊重等	●町内会・自治会への支援 町内会・自治会の活動をはじめ、自主防災活動や資源集団回収事業など市民の活動に対する補助・助成金、奨励金等の支給。	加入世帯数/加入率		
		H21年度	H22年度	H23年度
		434,328世帯/67.1%	437,859世帯/66.7%	438,404世帯/66.0%
	●市民活動推進委員会 市民活動支援指針の円滑な執行と、市民活動の一層の活性化を図ることを目的に設置。	○第4期市民活動推進委員会の設置（H20年度） （協働型事業の推進に関する検証） ○第5期市民活動推進委員会の設置（H22年度） （市民活動支援拠点に関する検証）		
●都市型コミュニティの推進 町内会・自治会と市民活動団体等が連携して行う事業をモデルとして実施するとともに検証し、町内会・自治会と市民活動団体との連携を促す方策へつなげていく。	○都市型コミュニティ検討委員会の設置（H20年度） ○都市型コミュニティ検討委員会報告書作成（H21年度） ○「地域コミュニティの活性化に向けた考え方」作成（H22年度）			
●かわさき市民公益活動助成金制度 活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内でボランティア・市民活動団体が行う「公益事業」を支援。	○助成金制度創設（H16年度） スタートアップ助成/ステップアップ助成			
	H21年度	H22年度	H23年度	
	28団体/31団体	9団体/43団体	8団体/34団体	

### (4) 議会の権限および責務（第11条）

第11条（議会の権限および責務）に関する主な取組としては、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案がある。

また、平成21年7月に議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために議会基本条例を施行している。この条例に基づき、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行い、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めている。

#### 【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第11条 議会の権限及び 責務	●議会基本条例の制定・施行 議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために制定。	○議会基本条例施行（H21年度）

(5) 行政運営等（第15～18条）

第15条から第18条までについては、市が行政運営を計画的、効率的、効果的かつ総合的に行うための取組を自治基本条例に位置づけたものである。

また、これらの条文に基づく具体的な取組である新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」や「行財政改革プラン」の策定と並んで、自治基本条例自体も市政運営の三本柱の一つとして位置づけ、持続可能な市民都市の構築に向けた取組を進めている。

ア 行政運営の基本等（第15条）及び評価（第17条）

第15条（行政運営の基本等）に関する主な取組としては、新総合計画や行財政改革プランの策定が挙げられる。平成17年3月に策定された新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」については、人口や地域経済の動向などの環境変化を踏まえ、平成23年3月に平成23年度～平成25年度を計画期間とした第3期実行計画を策定し、第2期までの取組の成果を踏まえながら、概ね10年間を目標年次とする川崎再生フロンティアプランの基本構想の実現をめざした取組を推進している。

また、行財政改革プランについては、3次にわたる行財政改革プランの取組を踏まえ、平成23年度から平成25年度までを取組期間とする「新たな行財政改革プラン」を策定し、民間部門の活用などによる効率的・効果的な行政体制の整備、市民サービスの再構築、戦略的な資産活用などに取り組んでいる。

さらに、第17条（評価）に関する主な取組としては、川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検・施策評価）の運用が挙げられる。これにより、新総合計画の進行管理を行うとともに事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営の推進に取り組んでいる。

【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組		
第15条 行政運営の基本等	●新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。	○新総合計画策定、第1期実行計画策定（H17年3月） ○第2期実行計画策定（H20年3月） ○第3期実行計画策定（H23年3月）		
	●行財政改革プラン 効率的かつ健全な行財政基盤を確立し、社会経済環境の変化に的確に対応するためのプラン。	○第1次プラン策定（H14年9月） ○第2次プラン策定（H17年3月） ○新行財政改革プラン策定（H20年3月） ○新たな行財政改革プラン策定（H23年3月）		
第17条 評価	●川崎再生 ACTION システムの運用 事務事業総点検及び施策評価を実施し、実行計画における事務事業の目標の達成状況及び施策の課題解決に向けた成果を把握し評価する。また、その実施結果を公表し、市民からの意見を募集する。	施策数/市民意見数 ----- H21年度   H22年度   H23年度 ----- 264/4   264/13   261/		
	●政策評価委員会 市が実施する施策等の評価の客観性及び公正性を確保するため、学識経験者及び公募市民で構成される委員会により施策評価の検証を行う。	政策評価委員会の会議開催数/検証結果における意見数 ----- H21年度   H22年度   H23年度 ----- 4/3   3/3   3/		

## イ 財政運営等（第16条）

第16条（財政運営等）に関する主な取組としては、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を図るための「中期財政収支見通しの策定」、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことによる「財政の健全性の確保」、その他財政運営の透明性の確保に向けた「財政に関する情報の公表」などがある。また、財政状況などをわかりやすく説明した「財政読本」を発行し、予算や財政の仕組みについて、多くの市民に興味を持ってもらえるような取組を行っている。

### 【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第16条 財政運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中期財政収支見通しの策定</li> <li>●財政の健全性の確保</li> <li>●財政に関する情報の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政状況一覧表の作成・開示（H17年度）</li> <li>○財政フレームの策定（H20年3月）</li> <li>○財政フレームの策定（H23年3月）</li> </ul>

## ウ 苦情、不服等に対する措置（第18条）

第18条（苦情、不服等に対する措置）に関する主な取組としては、市政に関する市民の苦情、不服等に対する簡易迅速な救済を図るための市民オンブズマン、子どもや男女平等に係る市民の人権に対する相談や救済の申し立てを受け人権オンブズパーソン制度などの設置、運用がある。

### 【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組		
第18条 苦情、不服等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民オンブズマン制度 市政に関する市民からの苦情申立てを公正・中立に処理し、市政を監視し、非違の是正や制度の改善を図る。 （市民オンブズマン条例 H2年11月施行）</li> </ul>	受付件数		
		H21年度 99件	H22年度 110件	H23年度 件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権オンブズパーソン制度 いじめ、虐待など子どもの権利の侵害やDV、セクハラなど男女平等にかかわる人権侵害の相談・救済申立てを受け、調査や調整を行い解決を図る。 （人権オンブズパーソン条例 H14年4月施行）</li> </ul>	受付件数		
		H21年度 368件	H22年度 322件	H23年度 件

## （6）区に関する取組（第19～22条）

自治基本条例では、区に関する規定として、区及び区役所の設置（第19条）や区長の設置及び役割（第20条）とともに、必要な組織の整備等（第21条）及び区民会議（第22条）について定めている。

第21条（必要な組織の整備等）では、参加及び協働による地域の課題解決や行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供、区における市民活動支援の推進に向けて、区の組織整備や機能強化等に取り組む必要性について規定している。

また、第22条（区民会議）では、参加及び協働による地域の課題解決に向けて調査審議する機関としての区民会議を設置する旨を定めている。

区役所機能の変遷及び区役所機能強化への取組について資料編72ページを参照。

【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第22条 区民会議	●区民会議 区民の参加と協働による区における地域社会の課題の解決を図るために調査審議を行う。	○区民会議の試行実施（H17年度） ○区民会議条例施行（H18年度） ○第1期区民会議設置（H18年度） ○第2期区民会議設置（H20年度） ○第3期区民会議設置（H22年度）

## 2 自治運営の基本原則に基づく制度等の運営状況等

自治基本条例では、参加と協働によるまちづくりを推進していくために、自治運営の基本原則（情報共有、参加及び協働）に基づく制度等について体系化している。ここでは、それぞれの制度の整備の状況及び主な取組と成果について、自治運営の基本原則の視点から、次のとおり整理を行った。

### (1) 情報共有による自治運営に関する取組（第23～27条）

第23条から第27条までの規定では、市民の市政への参加や協働の前提として、市政に関する情報を共有するための様々な手法等を体系化している。これらの規定に基づく主な取組は次のとおりである。

【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第23条 情報提供	●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ●インターネット、メールマガジン等による広報拡大 ●市民便利帳の配布	○メールニュースかわさき配信開始（H19年度） ○無料で製作した市民便利帳の配布（H21年度） ○アクセシビリティ向上を図るためのサポートソフト「Zoomsight」を導入（H22年度）
		ホームページアクセス件数
		H21年度   H22年度   H23年度 385万件   449万件   289万件
	●記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施	○市のイベント情報などを記載した「報道掲示板」により記者クラブへ情報提供（H18年7月）
		報道への情報提供数
		H21年度   H22年度   H23年度 1,933件   1,880件   1,700件
●要綱等の公表	○要綱は平成19年7月から、要領等は同年11月からインターネット及び区役所等で閲覧開始	
	公表件数	
	H21年度   H22年度   H23年度 3,027件   3,126件   3,157件	
第24条 情報公開	●情報共有、情報公開の推進 情報公開制度に基づく市民の知る権利の保障。 （情報公開条例 S59年10月施行）	○条例の一部改正（H17年4月） ○電子申請による請求手続を導入（H18年7月） ○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加（H21年9月）
		公文書開示請求件数
		H21年度   H22年度   H23年度 1,035件   1,655件
第25条 個人情報保護	●個人情報の保護 個人情報の適正な取扱いと、市が保有する個人情報について、開示、訂正、利用の停止等を請求する権利の保障。 （個人情報保護条例 S61年1月施行）	○電磁的記録の複写媒体にCD、MOを追加（H21年9月） ○個人情報保護制度の概要を市民向けにホームページで広報
		保有個人情報開示等請求件数
		H21年度   H22年度   H23年度 232件   179件

【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組		
第 26 条 会議公開	● 審議会等会議の公開 審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公文書館に常備。HP に開催日を掲載 (審議会等の会議の公開に関する条例 H11 年 4 月施行)	○ 条例の一部改正 (H17 年 4 月) ○ ホームページリニューアル (H20 年 2 月)		
		対象となる審議会等		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度
		256 件	274 件	
		傍聴人		
H21 年度	H22 年度	H23 年度		
676 人	619 人			
第 27 条 情報共有の手法 等の整備	● 総合コンタクトセンターの設置・運営 市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付ける「サンキューコール」を運営 (H18 年 4 月 本格運用)	○ 区役所代表電話交換業務統合 (2 区・H20 年 4 月) ○ O3 区役所代表電話交換業務統合 (計 5 区・H22 年 10 月)		
		サンキューコール問い合わせ		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度
		39,310 件	39,457 件	33,350 件
		本庁代表電話		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度
		97,875 件	86,710 件	64,619 件
		区役所代表電話		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度
		70,986 件	134,110 件	154,719 件
FAQ 件数				
H21 年度	H22 年度	H23 年度		
1,874 件	1,897 件	1,958 件		
● IT を活用した参加と協働の仕組みづくり		○ 宮前区と民間のポータルサイトとの連携による 地域ポータルサイトの開始 (H18 年 7 月) ○ 民間地域ポータルサイト (全市版) の活用 (H20 年 1 月)		

(2) 参加及び協働による自治運営に関する取組 (第 28～32 条)

第 28 条では、多様な参加の機会が事案の内容、性質等に応じて市民に保障されるような整備、体系化の必要性について、第 29 条から第 31 条では、市政に参加するための具体的な制度について規定している。

これらは、市民と市との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策の整備と体系化を図ることを規定した第 32 条とともに、参加及び協働による自治運営に向けた取組として体系化されている。

【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組		
第28条 多様な参加の機 会の整備等	●多様な参加の機会の整備 多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価 などを聴く機会を設ける。  ●審議会等への女性の参画促進 審議会等委員の女性比率が2013（平成25）年度 までに、35%となるようめざす。	○市長への手紙 ○市民アンケート（年2回 各3,000名） ○全市を対象としたタウンミーティング・説明会 ・CCかわさき環境ミーティング（H22年度） ・第3期実行計画及び新たな行財政改革プラン 策定のためのタウンミーティング（H23年度） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画素案説明会（H23年度）など		
		市長への手紙 件数		
		H21年度 H22年度 H23年度 1,323件 1,368件 1,151件		
		かわさき市民アンケート 回答率		
		H21年度 H22年度 H23年度 1回目 49.0% 50.1% 48.4% 2回目 47.5% 52.7% 50.0%		
第29条 審議会等の市民 委員の公募	●附属機関等の設置等に関する要綱（H9年7月施行） ●附属機関等の委員公募実施指針（H9年7月施行） 市の計画、施策等の策定などについて、審議会等を 設置する際は、市民公募委員が含まれることを原則と する。	○要綱及び指針の施行（H9年7月）		
		公募委員を含む審議会の数		
		H21年度 H22年度 H23年度 75委員会/30.9% 69委員会/24.3% 70委員会/29.7%		
		第30条 パブリックコメ ント手続	●パブリックコメント手続条例 市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市 民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策 等を定める制度。	○パブリックコメント手続条例施行 （H19年4月）
				パブリックコメント件数/意見数
H21年度 H22年度 H23年度 45件/2,251件 65件/4,026件 52件/2,337件				
第31条 住民投票制度	●住民投票条例 市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで 住民の意思を確認する制度。			○住民投票制度検討委員会 （H17年12月～H18年9月）
				○住民投票条例の施行（H21年4月）
		第32条 協働推進の施策 整備等	●協働型事業のルール 市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で 行う事業（協働型事業）を実施する際の基本的な考え 方や手順を示すもの。	○協働型事業のルールの策定（H20年2月）
				○協働推進窓口の設置（H20年7月）
				協働型事業の数
H21年度 H22年度 H23年度 87件 94件 82件				
協働推進窓口の相談件数				
H21年度 H22年度 H23年度 16件 12件 3件				

(3) 自治運営の制度等の在り方についての調査審議に関する取組（第33条）

第33条に関する取組としては、市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民委員3名と有識者3名で構成される「自治推進委員会」が設置され、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議している。

【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第33条 自治運営の制度 等の在り方につ いての調査審議	●自治推進委員会の運営 自治運営の基本原則（情報の共有、参加及び協働）に基 づく制度等の在り方について調査審議する。	○第1期自治推進委員会 （H19年2月～H20年3月） ○第2期自治推進委員会 （H20年11月～H22年3月） ○第3期自治推進委員会 （H22年12月～H24年3月）

### 3 国や他の自治体との関係に関する取組状況（第34条）

第34条に関連して、神奈川県との関係については、県と対等な立場で相互に協力し、市政運営に当たるとともに、県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく県から市への権限委譲の取組を進めている。また、他の自治体と共通する課題に対しては、全国市長会、指定都市市長会、九都県市首脳会議などで、国への施策提言や要望活動、調査研究等、積極的な連携を図っている。

なお、川崎市としては、庁内の川崎市地方分権推進会議等により地域主権改革への対応を推進するとともに、平成20年度に望ましい分権型社会における大都市制度のあり方を「川崎市大都市制度等調査研究報告書」として取りまとめた。

#### 【取組状況】

条項	制度・施策名	主な取組
第34条 国や他の自治体との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体間の連携</li> <li>●県市間の権限移譲の取組</li> <li>●全国市長会、指定都市市長会、九都県市首脳会議等との連携による取組（国への施策提言や要望活動、調査研究等）</li> <li>●県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ（H20年度）</li> <li>○「地方分権の推進に関する方針」策定（H22年度）</li> </ul>

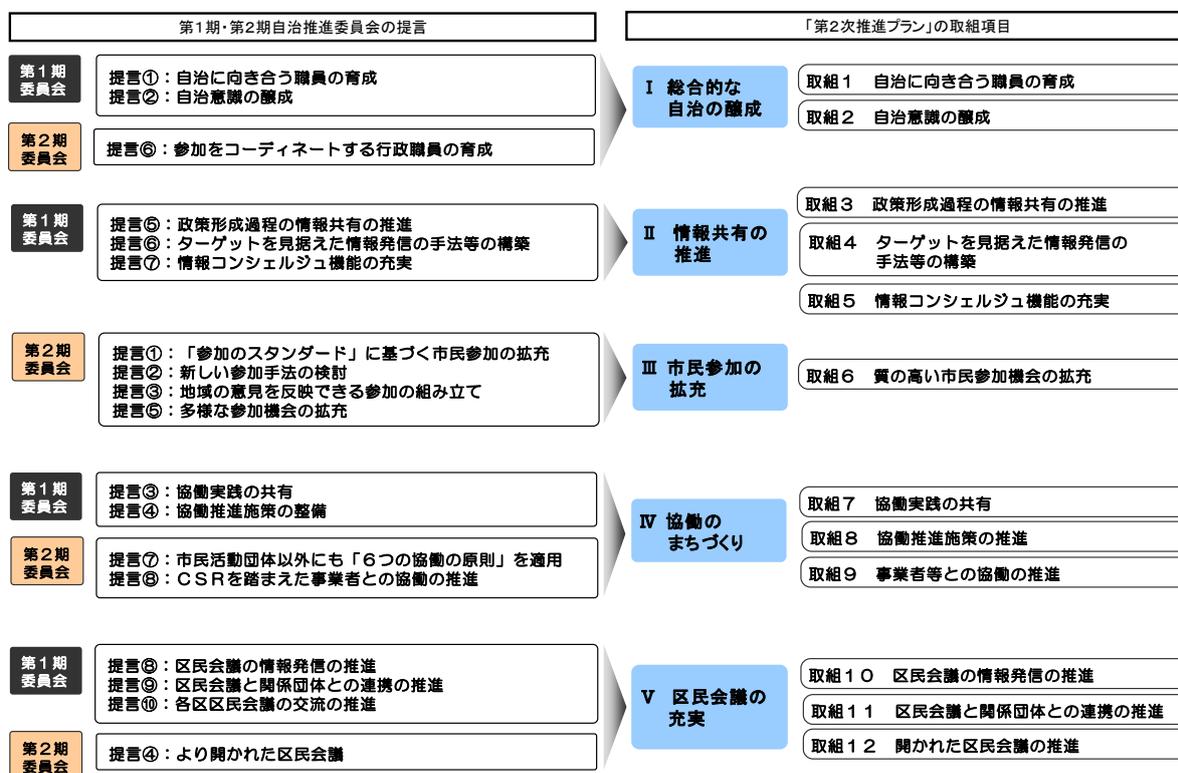
## 第2節 第1期及び第2期川崎市自治推進委員会の提言に対する取組状況

本委員会では、第1期及び第2期自治推進委員会からの提言がどのように市の取組に反映されているか、その取組状況について確認した。

### 1 「第2次推進プラン」

第1章で述べたように、川崎市では、第1期及び第2期自治推進委員会からの提言を受け、「川崎市自治推進委員会の提言に基づく市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」（以下「第2次推進プラン」という。）を平成22年11月に策定している。「第2次推進プラン」は、第1期及び第2期委員会の提言内容を全庁的に共有し、市が着実に市民自治を推進する取組を進めていくためのものであり、第1期及び第2期委員会の提言内容を、自治運営の3つの基本原則である「情報共有」「参加」「協働」と、3つの原則すべてに関わる「総合的な自治の醸成」「区民会議の充実」の5つの柱と12の取組に整理している。

【第1期・第2期自治推進委員会の提言と「第2次推進プラン」の取組項目との関係】



### 2 「第2次推進プラン」の取組状況

本委員会では、「第2次推進プラン」の平成22、23年度における取組状況を調査し、各局区で進められている取組が概ね順調に進んでいることを確認した。

具体的な取組内容を次ページ以降に示すが、委員会の審議では、取組後の状況変化を含めた進捗状況調査が必要との意見や、各区の取組を並べてみることで独自性が分かるという意見、また、行政以外の取組を反映した区全体の状況が分かるように記載する必要があるなどの意見が出された。

今後も引き続き、委員会の提言に沿った各局区の取組について進捗状況の確認を行い、自治拡充の取組を進めていく必要があると考える。

## I 総合的な自治の醸成

### 取組1 自治に向き合う職員の育成

#### 提言内容

##### ■第1期委員会：提言1「自治に向き合う職員の育成」

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、職員一人ひとりがその理念を十分に理解し、“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められている。そのためには座学研修に加えて、OJT(職場研修)による実践の場を活用した人材育成に取り組むことや、区役所をはじめとした市民との協働の第一線の部署に配属することが必要であることなどについて提言があった。

##### ■第2期委員会：提言6「参加をコーディネートする行政職員の育成」

市民ニーズをくみ取りつつ実現性の高い計画等を策定するためには、参加の場での市民意見を調整し会議運営を円滑に進めるファシリテート能力と、どのような場合にどのような参加が必要なのかを適切に判断し、参加の手续や場を企画・設計するとともに、参加の結果を施策等へ反映するコーディネート能力を備えた職員を育成する必要がある。そのため、職員を参加の現場に配属することや、参加の場の企画・運営を担えるような研修プログラムの充実を図ること、さらに、参加の場でのノウハウを継承し、組織間で共有していくような取組が必要であることについて提言があった。

#### 取組状況

平成19年6月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき、平成21年3月に「第2次局別人材育成計画」を策定するとともに、よりきめ細かな人材育成を推進するため、階層別研修や人事評価制度評価者研修において、基本計画が掲げる“めざすべき職員像”の周知を図り、引き続き、行政のプロとしての職員の育成に取り組んだ。

また、職員研修においては、各職場がOJT(職場研修)による実践の場を活用した人材育成に取り組み、人材育成センターなどにおいては様々な機会を捉え、自治基本条例の理念に関連するテーマの研修や特定非営利活動(NPO)法人への派遣研修などの体験型の研修などを実施した。

さらに、人材育成の観点を踏まえ、若手職員については、多様な経験と広い視野を獲得するために、本庁と区役所又は事業所といった異なる組織を経験することを重視した人事異動を実施するとともに、中堅職員については、経験や職務等から培われた能力をさらに伸ばし、自らのキャリアプランの意向を積極的に汲んだ人事配置に取り組んだ。

なお、基本計画の計画期間は平成23年度までとなっていることから、現在、基本計画の考え方を継承した「(仮称)第3次川崎市人材育成基本計画」の策定作業を進めている。

#### 基本計画の周知

平成22・23年度において、新規採用職員研修などの階層別研修、人事評価制度における評価者研修で基本計画が掲げる「めざすべき職員像(市民との協働の担い手になる職員、現場での課題発見とその解決に向きあう職員及び組織目標の達成に取り組みながら自己実現を図る職員)」を周知

## 自治基本条例に関連した研修の実施

### 《人材育成センターにおいて実施した研修》

平成 22 年度

- ・新規採用職員研修「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」「協働のまちづくり」  
(356 人参加)
- ・若手職員研修「市民活動の現状と課題」(187 人参加)
- ・スキルアップ研修「プロジェクトマネジメント研修」(13 人参加)
- ・NPO 法人派遣研修(4 団体に 4 人派遣)

平成 23 年度

- ・新規採用職員研修「地方分権の推進と市民自治」「協働のまちづくり」(300 人参加)
- ・第 2 回新規採用職員研修「区役所の役割と各区の特色」で自治基本条例についても説明  
(48 人参加)
- ・中堅職員研修「ファシリテーション」(42 人参加)
- ・NPO 法人派遣研修(5 団体に 8 人派遣)

### 《各局・区で実施した研修》

平成 22 年度

- ・高津区まちづくり政策研修(15 人参加)
- ・社会教育職員研修(市民の主体的な学びや活動を支援し、協働していく力量の形成)  
(9 コース、のべ 655 人参加)

平成 23 年度

- ・高津区新任職員初任者研修の中で市民協働の拠点としての区役所機能の強化、自治基本条例における区の役割、協働推進事業等について講義(49 人参加)
- ・宮前区職場集合研修として地域人材活用研修を行い、かわさき市民活動センター理事長を講師として「協働の担い手にもとめられるもの」をテーマに講義を受け、その後ワークショップを実施(33 人参加)
- ・社会教育職員研修(9 コース、のべ 650 人参加予定)

## 取組 2 自治意識の醸成

### 提言内容

#### ■第1期委員会：提言2「自治意識の醸成」

市民自治を推進していくためには、市民が地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなど、自治意識を醸成していくための環境整備を図ることが必要であることについて提言があった。

### 取組状況

自治基本条例の理念の浸透を図り、市民自治を推進するために、パンフレットなどを活用して条例の周知を図るとともに、「かわさき自治推進フォーラム」を開催した。

また、各局・区において、市民との協働によるイベントや市民活動を推進するための講座を開催するなど、自治意識の醸成を図った。

#### 自治基本条例の周知

- ・パンフレット、DVD 及び携帯電話用ホームページを活用した条例の周知
- ・「成人の日を祝うつどい」での新成人向け周知
- ・区役所のイベント等でのパネルを活用した周知（平成 23 年度）
- ・各区役所等のディスプレイなどでの周知（平成 23 年度）
- ・「かわさき自治推進フォーラム 2012」の実施（平成 24 年 1 月 29 日（日）開催）

#### 自治の担い手につながるきっかけづくり（主なもの）

平成 22 年度

- ・企業と市民のマッチングフォーラム（川崎区、80 人参加）
- ・なかはら市民活動の集い（なかはらっぱ祭り）（中原区、700 人参加）
- ・市民自主企画事業 自治基本条例フォーラム in 高津（高津区、35 人参加）

平成 23 年度

- ・かわさき市民公益活動助成金交流団体交流会（市民・こども局）
- ・川崎市全町内会連合会・川崎市市民自治財団合同研修会（市民・こども局、65 人参加）
- ・市民活動団体プレゼンテーション大会（川崎区）
- ・川崎市協働型事業のルール学習会 & 平成 22 年度中原区市民提案型事業報告会（中原区）
- ・まちづくり広場ラブみやまえ（宮前区）
- ・社会教育振興事業（市民自主企画事業、市民自主学級など）（各区、教育委員会）
- ・区民会議フォーラム（各区）

#### 子どもの自治意識を育む環境整備

- ・自治基本条例キッズページの運用
- ・まちづくり局で作成する小学生向けの副読本「まちは友だち！」を活用した学習支援

## II 情報共有の推進

### 取組3 政策形成過程の情報共有の推進

#### 提言内容

##### ■第1期委員会：提言5「政策形成過程の情報共有の推進」

自治基本条例第6条において、市民の権利として、『市政に関する情報を知ること』や『政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること』を保障することが規定されている。この規定を踏まえ、政策の形成、執行及び評価の各過程における市民参加を推進していくため、早期の段階の情報提供を行うことのリスクを考慮した上で政策形成過程における情報についても積極的に提供していくことが必要であることについて提言があった。

#### 取組状況

各局・区において、それぞれの事案にあった時期、手法を考慮しながら、市民への説明会等を開催するなどして、政策形成過程における情報共有を図った。また、パブリックコメント手続については、制度周知や意見募集の広報の充実を図るなど、適正に運用した。

##### 重要な政策課題についての説明会

全市を対象とした主なものとして、平成22年度は「川崎再生フロンティアプラン・第3期実行計画素案」「新たな行財政改革プラン素案」に関するタウンミーティングなどがあった。

p.25「より多くの意見を反映させるための説明会」を参照

##### パブリックコメント手続の運営状況

平成22年度：パブリックコメント件数 65件、意見数 4,026件

平成23年度：パブリックコメント件数 52件、意見数 2,337件（平成24年1月末現在）

##### パブリックコメント手続の制度周知

平成22年度：職員向け研修会、チラシ・ポスターの配布

JR川崎駅東西自由通路大型映像装置での広報

平成23年度：職員向け研修会、市政だよりの掲載

募集している案件については随時広報

## 取組4 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

### 提言内容

#### ■第1期委員会：提言6「ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築」

行政情報の発信手法として、「市政だより」は、広く市民に認知されているが、そのほかに、インターネットを活用するホームページやメールマガジンなども情報量や迅速性などにおいて紙媒体を補完し、様々な市民に確実に情報を届ける媒体として活用されている。このような市民全体を対象とした広報と併せ、情報を届けたい相手側の特性を踏まえた上で、様々な広報媒体を効果的に活用した情報発信の手法等を構築していくことが必要である。

### 取組状況

必要な人に必要な情報を的確に届けるため、市政だより、テレビ、ラジオのほか、民間の情報誌、フリーペーパー、フリーマガジンなど、各種広報媒体の特性を考慮しながらターゲットに合わせてそれらを複合的に活用し、各局・区と連携して戦略的な情報発信を進めている。

また、ホームページについては、内容の充実や、検索機能の強化を図るとともに、音声読み上げや漢字にふりがなをつけることが可能なアクセシビリティサポートソフトを導入したほか、平成24年度中に新しいホームページへのリニューアルを予定しており、アクセシビリティに配慮し、さらに使いやすく、親しみやすいホームページとなるよう、取組を進めている。

さらに、民間のポータルサイト事業者と協定を締結し、そのサイトに市政情報を提供することにより、より身近なところから情報を取得できるような取組を行っている。

#### 各種広報媒体の情報発信状況

- ・市政だより：1日号 約565,000部/月発行、21日号 約455,000部/月発行
- ・ホームページ：トップページアクセス件数 2,888,146件（平成24年1月1日現在）  
その他、テレビ、ラジオ、河川情報表示板（JR川崎駅西口の大型ビジョン）、アゼリアビジョン（JR川崎駅東口の大型ビジョン）などでも情報発信

#### インターネットサイト等を活用した戦略的情報発信（主なもの）

##### ○外国人向け

- ・外国人市民向け6カ国語翻訳版及び「やさしい日本語」によるホームページの作成（川崎区）
- ・外国人市民向けメルマガ「インターコムかわさきく」の配信（川崎区）
- ・「外国人市民向けのホームページ」サイトの新設（平成22年度）（中原区）

##### ○高齢者向け

- ・高齢者向けホームページ「ますます元気なかはら」の開設（平成22年4月）（中原区）

##### ○子ども向け

- ・乳幼児期向け「このゆびと～まれ」、学齢期向け「なかはらっこ広場」ホームページによるタイムリーな情報発信（中原区・教育委員会）
- ・地域子育て情報の、ホームページ・携帯サイト、情報ガイドブックによる提供（高津区）
- ・子ども・子育てに関する制度紹介や地域情報、イベント等のカレンダーを盛り込んだ「多摩区子育てWEB」の地域子育て支援団体との協働による発信（多摩区）

○その他

- ・ホームページ及びメールマガジンによる「かわさきの農業」の情報発信（経済労働局）
- ・CC川崎エコ会議によるホームページの運営及びメールマガジンを通じた情報発信（環境局）
- ・ホームページにおいて感染症流行状況を毎週掲載するとともにメールマガジン「川崎市感染症情報」を通じて情報発信（健康福祉局）
- ・区ホームページにおける「よくある質問とその回答」ページの開設（麻生区）

**その他情報の受け手の特性を踏まえた情報発信（主なもの）**

- ・フリーペーパー、フリーマガジンを活用した岡本太郎美術館の情報発信（市民・こども局）
- ・若年層の献血意識を高めるため、日本赤十字社、川崎フロンターレ及び本市との共催による献血推進イベントの実施（健康福祉局）
- ・モニター広告画面を利用した情報発信、民間企業の地域情報サイトへの積極的な情報提供（高津区）
- ・「議会かわさき」の市内セブンイレブン 163 店舗で配布開始及び市民に親しみやすい紙面リニューアル（議会局）

## 取組5 情報コンシェルジュ機能の充実

### 提言内容

#### ■第1期委員会：提言7「情報コンシェルジュ機能の充実」

市政に関する情報は膨大かつ様々な分野に渡っており、まずは市民にとって分かりやすく体系的に整理されている必要がある。また、市民が必要とする情報はいつでもどこでも受け取れるような環境整備を図ることが求められており、市のホームページを活用し、体系的な整理をして提供するとともに、行政情報以外にも可能な限り、市民が必要とする情報まで案内する「情報コンシェルジュ（案内人）」のような機能を総合コンタクトセンター等において充実させていくことが必要であることについて提言があった。

### 取組状況

ホームページにおいては、見やすく分かりやすいページづくりを進めるとともに、検索機能の強化を行ったほか、平成24年度中のホームページリニューアルに向けた取組を進めている。

また、FAQ（よくある質問と回答）をホームページに掲載し、一般的な問い合わせについては利用者が自己解決できるようにしている。

また、総合コンタクトセンターにおいては、情報提供の総合窓口の一元化の取組として、本庁舎代表電話と各区役所の総合案内電話を総合コンタクトセンターに統合し、利便性の向上を図るとともに、「情報コンシェルジュ（案内人）」としての機能を果たせるよう、FAQの件数を増やすなど、市民への回答の品質向上に努めた。

さらに、区役所区民課での申請書の記載方法などの案内機能の強化など、市民が必要とする市政情報にたどりつきやすくする取組を行った。

#### わかりやすいホームページに向けた機能強化

- ・ユーザビリティ（情報に簡単な操作でアクセスできる）向上のための検索機能の充実と、アクセシビリティ（見やすく、情報にたどり着きやすい）向上のための専用ソフト（音声読み上げ機能や漢字にふりがなをつける機能を持つもの）を導入した（平成22年度）。
- ・平成24年度中のホームページリニューアルに向けた取組を推進。

#### 総合コンタクトセンター（サンキューコールかわさき）の機能充実

サンキューコールかわさきの問合せ件数

平成22年度：39,457件

平成23年度：33,350件（平成24年1月末現在）

FAQ（よくある質問と回答）の整備

平成22年度：1,874件

平成23年度：1,958件（平成24年1月末現在）

サンキューコールかわさきの周知（平成22、23年度の取組）

市政だより、ホームページ、アゼリアビジョン放映、印刷物・封筒へのロゴ入れ、チラシ（54,000枚）、ポケットカレンダー（14,800枚）、ステッカー（35,000枚）配布

**その他、案内機能の強化など市民が必要とする行政情報にたどりつきやすくする取組**

- ・各区役所区民課に「フロア案内」を設置し、手続き窓口や申請書の記載方法などの案内を開始（平成 23 年 4 月）
- ・平成 21 年度に考案・作成した戸籍や住民票などの各種手続きを市民目線でわかりやすく簡潔に記載した 24 種類の「案内カード」の活用（多摩区）

### III 市民参加の拡充

#### 取組 6 質の高い市民参加機会の拡充

##### 提言内容

##### ■第2期委員会：提言1「『参加のスタンダード』に基づく市民参加の拡充」

自治基本条例では、市民参加の手法として第29条の「審議会等の市民委員の公募」、第30条の「パブリックコメント手続」及び第31条の「住民投票制度」が規定され、また、第28条では、「多様な参加の機会の整備等」について規定されている。

参加にあたっては、市民生活に密接に関わる行政計画、条例、施設整備（以下「計画等」という。）の事業内容や市民生活への影響度、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら効果的な市民参加を進めていく必要がある。

今後、市民参加を進めるにあたっては、条例に規定されている参加をとり入れるだけにとどまらない、より高い水準の参加を進めるための取組を進める必要があることについて提言があった。

##### ■第2期委員会：提言2「新しい参加手法の検討」

参加プロセスをより望ましいものとするためには、無作為抽出された市民による討議などの新しい参加手法の検討や、既存の参加においても創意工夫を図る必要があることについて提言があった。

##### ■第2期委員会：提言3「地域の意見を反映できる参加の組み立て」

できる限り地域の意見を尊重するとともに計画等によってかかわりをもつ人や影響を受ける人たちの分析を行いながら、区・地域における意見を十分に組み込むなど、地域の意見を反映できる参加の組み立てを行う必要があることについて提言があった。

##### ■第2期委員会：提言5「多様な参加機会の拡充」

なるべく多くの市民が参加できるよう、パブリックコメント手続などの参加の手法について十分に周知するとともに、説明会などの場所、時間、回数などを工夫するなど、一層の参加の裾野を広げ、市民の多様な参加機会を拡充していく必要があることについて提言があった。

##### 取組状況

各局・区において、計画等の事業内容や市民生活への影響等、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら、自治基本条例に定められた制度・仕組みに加え、アンケートや説明会、懇談会、ワークショップなど多様な参加手法を用いた計画等の策定などが行われた。

##### 市民委員の公募による市民委員を含む審議会等の数

平成22年度：69委員会（24.3%）

平成23年度：70委員会（29.7%）

情報公開運営審議会、政策評価委員会、第5期市民活動推進委員会、地域医療審議会、都市計画審議会、都市景観審議会、上下水道事業経営問題協議会 など

## パブリックコメント手続の運用状況

平成 22 年度：パブリックコメント件数 65 件、意見数 4,026 件

地方分権の推進に関する方針（案）について、川崎市契約条例の一部改正に向けた基本的な考え方について、多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画について など

平成 23 年度：パブリックコメント件数 52 件、意見数 2,337 件（平成 24 年 1 月末現在）

NPO法改正に伴う条例制定及び規則の一部改正に関する基本的な考え方について、（仮称）川崎市暴力団排除条例の骨子（案）について など

## アンケートなど市民ニーズ把握のための事前調査（主なもの）

平成 22 年度

- ・ 法律相談利用者アンケートの実施
- ・ 川崎市スポーツ振興基本計画策定に向けた基礎調査  
（スポーツに関する市民の実態・意識アンケート調査、市内スポーツ団体調査）
- ・ 川崎市青少年意識調査
- ・ 川崎市高齢者等実態調査
- ・ 障害福祉計画策定に向けた生活ニーズ調査

平成 23 年度

- ・ 川崎市移動支援事業利用状況調査
- ・ 川崎市の都市交通に関する調査（「かわさき市民アンケート」内で実施）
- ・ 川崎区民アンケート
- ・ 川崎市宮前区公営住宅に関わる高齢者等実態調査

## より多くの意見を反映させるための説明会（主なもの）

平成 22 年度

- ・ 「川崎再生フロンティアプラン・第 3 期実行計画素案」「新たな行財政改革プラン素案」に関するタウンミーティング（7 区で開催、合計 2,378 人参加）
- ・ 環境基本計画改定案市民説明会（3 回開催、合計 106 人参加）
- ・ 第 3 期川崎市地域福祉計画（案）及び各区地域福祉計画（案）区民説明会（7 区で開催、計 653 人参加）
- ・ 「川崎市健康増進計画かわさき健康づくり 21 追補版」及び「第 2 期川崎市食育推進計画」の策定に向けた市民説明会・講演会（109 人参加）
- ・ 宮前連絡所機能再編基本計画素案の内容を説明（33 人参加）
- ・ 白山中学校跡地活用児童福祉施設に関する地域協議（27 人参加）
- ・ 玉川こども文化センター改築工事説明会（2 回開催、合計 30 人参加）
- ・ 中部地域療育センター事業概要説明会（117 人参加）

平成 23 年度

- ・ 幸区役所庁舎の基本設計プランについての説明会（28 人参加）
- ・ 南部地域療育センター指定管理化に向けた説明会
- ・ しいのき学園指定管理化に向けた説明会（11 人参加）
- ・ 白山中学校跡地活用児童福祉施設に関する地域協議（14 人参加）
- ・ 今後のごみ焼却処理施設の整備に関する基本的な考え方（案）に関する説明会（6 人参加）
- ・ 第 5 期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画区民説明会（293 人参加）
- ・ 第 3 次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（案）市民説明会（106 人参加）

### 新しい市民参加手法の実践に向けた調査・研究

- ・無作為抽出された市民による討議などの新しい参加手法についての庁内研究会を開催(平成 22 年度)

### 区・地域における意見聴取など、きめ細かな参加機会(主なもの)

- 平成 22 年度
  - ・「川崎再生フロンティアプラン・第 3 期実行計画」策定のための出前説明会(各区区民会議会場等で開催、合計 1,993 人参加)
  - ・「川崎再生フロンティアプラン・第 2 期実行計画」平成 21 年度実施結果に対する市民意見募集
  - ・宮前平・鷺沼駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の緑化推進重点地区計画を策定(宮前区・多摩区において、市民代表や緑の活動団体等の協働による検討委員会での検討作業を進め、関係町内会への回覧や関係区役所における意見募集を実施。)
  - ・区計画の策定についての住民説明会を開催(幸区、区内 3 か所で開催、合計 120 人参加)
  - ・幸区役所庁舎整備に関連するワークショップの開催(幸区、2 つのテーマを 3 回ずつ開催)
- 平成 23 年度
  - ・「川崎再生フロンティアプラン・第 2 期実行計画」実施結果(平成 20 年度~22 年度)に対する市民意見募集(総合企画局)
  - ・川崎市全町内会連合会・川崎市市民自治財団合同研修会(市民・こども局、65 人参加)
  - ・高齢者福祉に関するワークショップ(宮前区、2 回開催、合計 63 人参加)
  - ・小地域のつながりネット支援事業において、小地域のつながりづくりを考える地域懇談会(麻生区、2 回開催、第 1 回 29 人参加)

## IV 協働のまちづくり

### 取組7 協働実践の共有

#### 提言内容

##### ■第1期委員会：提言3「協働実践の共有」

市が、協働の取組をさらに進めていくためには、各局・区が協働の取組を共有していくことに加えて、多くの市民との間で協働実践の共有を図ることが効果的である。

そのためには、協働型事業の実践などを通して、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージの共有を図り、市民と市との間において、着実に共通認識を深めていく必要があることについて提言があった。

#### 取組状況

協働型事業の情報を集約するとともに「協働型事業の事例集」を作成し、ホームページで公表するなど市民と職員の情報の共有化を図った。

また、「協働型事業のルール」の浸透を図ることを目的として、職員を対象とした説明会及び市民を対象とした説明会を開催した。

各局・区で市民活動団体と協働で事業を行っているものについては、「協働型事業のルール」に沿った形で事業を実施する中で、協働に関する共通認識を深めることに取り組んだ。

#### 協働型事業の実施状況

平成22年度：94事業

平成23年度：82事業

#### 協働型事業のルールに関する説明会

平成22年度：市民向け2回開催、職員向け1回開催

平成23年度：市民向け2回開催、職員向け2回開催（合同開催）

年度	対象	期日	場所	内容
22年度	市民	平成22年4月18日	中原市民館	協働推進窓口を設置し、協働型事業のルール説明や協働型事業に関する相談受付 ※かわさき市民公益活動助成金交付団体交流会に併せて説明
		平成22年6月24日	中原区役所	協働型事業のルールの説明、中原区市民提案型事業の説明、平成21年度中原区市民提案型事業の報告 ※中原区市民提案型事業の報告会に併せて説明
	職員	平成23年2月10日	教育文化会館	協働型事業のルールの説明、協働型事業委託推進マニュアルの説明、事例からのケーススタディ（15人参加）
23年度	職員・市民	平成23年5月26日	中原区役所	協働型事業のルールの説明、中原区市民提案型事業の説明、平成22年度中原区市民提案型事業の報告（20人参加） ※中原区市民提案型事業の報告会に併せて説明
	職員・市民	平成24年1月23日	中原区役所	協働型事業のルールの説明、中原区市民提案型事業の説明、平成24年度中原区市民提案型事業説明会（33人参加） ※中原区市民提案型事業説明会に併せて説明

## 取組 8 協働推進施策の推進

### 提言内容

#### ■第1期委員会：提言4「協働推進施策の整備」

市においては、区による事業提案制度の実施や、協働型事業のルールなどの取組により、多くの地域課題の解決に結びつけていくことが求められている。そのためには、自治基本条例第32条の規定に基づく、協働型事業のルールや区における事業提案制度の円滑な運用、協働に関する相談や事業調整の仕組みの構築・運用、さらに、地域における市民協働拠点としての区役所機能の充実が必要であることについて提言があった。

### 取組状況

「協働型事業のルール」に基づき協働型事業の推進が適切に図られているか、協働型事業のルールが協働型事業を推進する上で適切であるか等については、「第4期市民活動推進委員会」（平成20～21年度）が検証を行い、効果や課題について報告書をまとめている。

また、平成21年7月に設置した「協働推進窓口」においては、協働型事業のノウハウを蓄積し、相談への対応、行政、市民間の調整などを図っている。

各区においては、協働型等の事業提案制度（市民提案型事業）を引き続き実施し、実施結果を適切に検証することにより地域課題の解決に結びつけている。また、各区の市民活動支援コーナーについては、市民、利用団体の意見に適切に対応した設備及び運営手法の充実に加え、区役所と支所・出張所の機能再編に伴う市民活動支援拠点の整備を行っている。

#### 協働推進窓口の運営状況（相談件数）

平成22年度：12件（市民活動団体から10件、行政から2件）

平成23年度：3件（市民活動団体から1件、行政から2件）

#### 区における事業提案制度（市民提案型事業）の実施状況

区	制度（事業）の名称	平成23年度実績	
		応募事業数	実施事業数
川崎区	いきいきかわさき区提案事業	3	2
幸区	幸区提案型協働推進事業	5	5
中原区	中原区市民提案型事業	6	5
高津区	高津区協働事業提案事業	5	2
宮前区	地域課題の解決を図る事業提案制度	1	1
多摩区	磨けば光る多摩事業	5	3
麻生区	麻生区地域コミュニティ活動支援	6	6
	麻生区町内会事業提案制度	2	2
	小地域のつながりネット支援事業	2	2

（詳細については p.76 に掲載）

## 各区市民活動支援コーナーの充実内容（主なもの）

平成 22 年度

- ・市民活動支援コーナー（中原区民交流センター「なかはらっぱ」）の窓口の登録団体による輪番制（月・水・金）での対応の開始（中原区）

平成 23 年度

- ・市民活動支援コーナー（中原区民交流センター「なかはらっぱ」）の会議スペースのレイアウト変更（中原区）
- ・橘出張所の市民活動支援コーナーの施設整備（高津区、平成 24 年度運用開始予定）
- ・向丘出張所の市民活動支援コーナーにおける会議室の拡充（宮前区、平成 24 年度運用開始予定）
- ・多摩区民活動・交流センターの開設（多摩区）
  - 多摩区総合庁舎の既存施設の拡充、生田出張所に「生田交流センター」新設

## 取組 9 事業者等との協働の推進

### 提言内容

■第2期委員会：提言7「市民活動団体以外にも『6つの協働の原則』を適用」

■第2期委員会：提言8「CSR（事業者の社会的責任）を踏まえた事業者との協働の推進」

事業者は、事業活動を通じて、経済など地域社会に様々な影響を与えとともに、地域社会の一員として様々な役割を担っており、暮らしやすいまちづくりの実現のためには、事業者との協働を推進していく必要があることから、自治基本条例第8条「事業者の社会的責任」の取組と第32条「協働推進の施策整備」の取組の連携を図り、公共的な課題解決のために事業者との協働を推進していく必要がある。

また、行政が市民活動団体以外の主体と協働する場合、互いの特性を發揮しながら地域社会の課題を解決するという協働の意義を確認し、事業を進めていくことで、お互いの異なる特性を活かしあった相乗効果が期待できることから、可能な限り「協働型事業のルール」に示されている「6つの協働の原則」（「目的の共有」、「対等の関係」、「相互理解」、「役割分担と責任範囲の確認」、「公開性・透明性」、「成果の振り返り」）を適用する取組を進める必要があることについて提言があった。

### 取組状況

各局・区において、事業者等との連携、協働による事業が多く実施され、互いの特性を發揮しながら公共的な課題解決の取組が行われた。また、平成22年度の協働型事業のルールに関する説明会（職員向け）においては、市民活動団体以外の主体と協働する場合にも可能な限り、「協働型事業のルール」に示されている「6つの協働の原則」を意識しながら事業を進めることについての説明を行った。

#### 平成22年度及び23年度に実施された事業者等との連携・協働事業の例

- ・川崎フロンターレ連携 防犯・交通安全キャンペーン「15の夜」（市民・こども局）
- ・地産地消推進事業（経済労働局）
- ・かわさきコンパクト推進事業（ビジネスコンパクト）（環境局）
- ・子どもと一緒に食育教室（健康福祉局）
- ・川崎・都市景観フォーラムの共催（まちづくり局）
- ・ニヶ領用水を活かしたまちづくり推進事業（建設緑政局）
- ・企業市民交流事業（川崎区）
- ・さいわいテクノ塾事業（幸区）
- ・中原区まちづくり推進委員会 課題発見・解決部会「中原地下道ギャラリープロジェクト」（中原区）
- ・フロントウンとまちづくり連携協定締結（宮前区）
- ・多摩区子育て支援パスポート事業（多摩区） など

## V 区民会議の充実

### 取組 10 区民会議の情報発信の推進

#### 提言内容

##### ■第1期委員会：提言8「区民会議の情報発信の推進」

区民会議の取組などについて、フォーラムの開催や広報紙の作成などに加え、あらゆる機会を捉えて、多様な広報媒体を活用して継続的に広報することにより、多くの区民と区民会議に関する情報の共有化を図ることについて提言があった。

#### 取組状況

区民会議の概要を分かりやすく記載したパンフレットを作成し、各区役所、市民館、図書館、タウンミーティング、成人の日を祝うつどい等で配布するとともに、区民会議をPRする動画を作製し、区民会議交流会をはじめ、各区役所等で放映した。また、各区において、多様な広報媒体や独自の情報紙の発行などにより、区民会議の認知度の向上と審議内容、取組状況の広報に努めている。

区	区民会議に関わる情報発信手法
川崎区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ</li> <li>・区民会議だより（22年度から町内会・自治会への回覧を実施）</li> <li>・区民会議を特集した市政だより区版特別号（23年4月1日発行）を、全世帯（10万世帯）に戸別配布</li> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> </ul>
幸区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ</li> <li>・区民会議だより</li> <li>・さいわい広報特別号</li> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> </ul>
中原区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ</li> <li>・区民会議だより</li> <li>・広報用チラシ</li> <li>・市民報告会の開催</li> </ul>
高津区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ、区役所モニター</li> <li>・たかつ区民会議ニュース（年4回発行、町内会・自治会で回覧）</li> <li>・地域団体の会合等においてスライドや区民会議ニュースを使用して紹介</li> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> </ul>
宮前区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ</li> <li>・区民会議だより（年4回発行、町内会・自治会で回覧）</li> <li>・マスコミへの情報提供（平成23年度2社に掲載）</li> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> </ul>
多摩区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ</li> <li>・区民会議ニュース（町内会・自治会で回覧）</li> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> </ul>
麻生区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより、ホームページ</li> <li>・区民会議ニュースの発行（町内会・自治会で回覧）</li> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> </ul>

## 取組 11 区民会議と関係団体との連携の推進

### 提言内容

#### ■第1期委員会：提言9「区民会議と関係団体との連携の推進」

地域の課題を解決していくため、区民会議委員が自らの出身母体を巻き込んで取組を広げていくとともに、関係団体と連携して課題解決に向けた取組に当たっていきけるよう、事務局が区民会議と地域をつなぐコーディネート機能を果たしていく必要があることについて提言があった。

### 取組状況

区民会議で話し合われた審議結果については、その実践に向けて、事務局（区役所）がコーディネート機能を果たしながら、まちづくり推進組織をはじめ、委員の出身母体である関係団体・機関などとの調整を進めるとともに、関係部署との連携・調整を図りながら地域課題の解決に取り組んでいる。

#### 第1期・第2期区民会議の審議結果を関係団体との協働につなげた事例

区	取組事例
川崎区	・海風の森をMAZUつくる会、川崎区地域女性連絡協議会などの区民団体や環境局地球環境推進室などの関係部署と協力をして「“環境の広場”展」を開催した。
幸区	・区内23カ所の避難所で避難所運営会議の順次立ち上げを行った。（平成24年2月現在、23カ所済）。備蓄物資の未配置であった学校のうち10校に配置し、うち2校で避難所運営会議による備蓄物資の確認を行い、効果的な運営の体制づくりを進めた。
中原区	・地球にいいことプロジェクトと協働し、イメージキャラクター「ロージーちゃん」を中心に地域で取り組む環境対策を実施した。 ・自転車と共生するまちづくり委員会（小杉地区）と丸子地区商店街連合会が連携して、放置自転車対策を行った。 ・地域コミュニティづくりとしてまちづくり推進委員会と協力し、区内小中学生によるマナー・モラルアップポスターをもとにポスターを作製し、町内会館や区内の施設などに掲出した。 ・地域の吹奏楽団などの音楽資源を活用し、「なかはらの歌」などの演奏を通じて区の魅力の発信を行った。
高津区	・子育て情報紙「あったかつうしん」編集委員と区民会議女性委員との防災座談会を開催し、その結果を「あったかつうしん」で発信した。
宮前区	・運動普及推進員連絡協議会・地域包括支援センターと連携して、地域住民による公園体操の立ち上げを支援するほか、公園体操マップやオリジナル体操をつくることなどのサポートをすることで公園体操への参加者拡大を図った。 ・宮前区防災推進員の育成にあたって、自主防災組織に参加を呼びかけている。 ・冒険遊び場支援委員会の設置、シンポジウムと出張冒険遊び場を開催した。 ・みやまえカルタ制作実行委員会を設置し、中学校区版みやまえ地域カルタを制作。区版みやまえカルタの選考を行った。中学校区を単位に実行委員会と地域の町内会、学校、PTA、地域教育会議等との連携で行った。
多摩区	・こどもの外遊び委員会を立ち上げ、市民、市民活動団体、行政の協働により「こどもの外遊び事業」を行っている。 ・市民活動団体と協働で公園の地図を作成した。
麻生区	・区内保育園、こども文化センター、老人いこいの家において、専修大学との協働によるエコバックづくりを実施したほか、「川崎・しんゆり芸術祭」の開催に伴う美化清掃活動を市民活動団体などと協働して行った。

### 第3期区民会議の審議過程において関係団体と連携して取り組んでいる事例

区	取組事例
川崎区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーや休憩場所などあらゆる世代に配慮した視点や地域の活性化につながるような情報などを盛り込んだウォーキングガイドブック（改訂版）の作成</li> <li>・地域交流を深める仕組みを検討することを目的とした、カローリングを活用した交流会の実施</li> <li>・地域緑化の推進、区民の環境意識の向上、区のイメージアップを目的とした「区の花」及び「区の木」の制定</li> <li>・子どもたち自身に健康への理解を深めてもらうことを目的とした、健康出前講座の実施</li> </ul>
幸区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内で行われるイベントや小中学校において、ゴミ分別に関する啓発を実施</li> <li>・区内各地域で「ぼうさい出前講座」と参加者による意見交換会を実施予定</li> </ul>
中原区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議テーマの「安全・安心のきずなづくりに向けて」について取組の公募を行い、「防災紙芝居」や「外国人と学ぶ防災」を実施</li> <li>・区民会議テーマの「地域における子育て応援体制づくり」について取組の公募を行い、区役所のウッドデッキを使いながら子育て中の区民との交流を図る事業を実施</li> <li>・区民会議委員や区民会議の関係する団体とともに区役所のウッドデッキ周辺を会場に多世代交流事業として「子育てふれあいカフェ」を実施</li> </ul>
高津区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公園を活用したコミュニティ活性化」の取組の中で、公園管理運営協議会等の関係団体と連携し、モデル地区として選定した公園の課題や今後の活用の可能性を語り合う「公園ミーティング」の開催を予定</li> </ul>
宮前区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座間市で「ZAMA 坂道マラソン」を開催している座間青年会議所の関係者を全体会議に招き、「地域らしさを活かした取り組み」をテーマに講演</li> </ul>
多摩区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり推進組織の多摩区まちづくり協議会と合同で、いこいの家の夜間・休日開放を利用して世代間交流イベントを実施</li> <li>・多摩区まちづくり協議会と、コミュニティ交流ができる施設を掲載した「多摩区コミュニティ施設MAP」を作成</li> <li>・多摩区にて活動している川崎市地球温暖化防止活動推進員と「家庭からのCO2削減」について打ち合わせを実施</li> <li>・交通安全対策協議会が実施している秋の交通安全運動の街頭啓発にて、審議を行っている自転車のマナーの啓発を合同で実施</li> </ul>
麻生区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者・障がい者などが暮らしやすい環境づくり」をテーマとして区社協、ボランティア団体、町内会・自治会に対してヒアリングを実施し、関係団体をパネリストに招いたフォーラムを開催</li> <li>・「しんゆり・芸術のまちづくり」推進のため、芸術・文化関連イベントの主催団体にヒアリングを実施</li> <li>・「循環型のまち・生ごみリサイクル」をテーマとして、町内会・自治会、市民活動団体等に対して「麻生区生ごみアンケート」を実施し、フォーラムを開催</li> <li>・区民から提供された乾燥生ごみを社会福祉施設で堆肥化し活用してもらう生ごみリサイクルモデル事業を実施</li> <li>・「グリーンアップ・里山ボランティア」をテーマに、町内会・自治会などの協力のもと市有地での下草刈りをモデル事業として実施</li> </ul>

## 取組 12 開かれた区民会議の推進

### 提言内容

#### ■第1期委員会：提言 10「各区区民会議の交流の推進」

区民会議においては、地域の課題解決に向けた取組を進めていくために、各区区民会議の交流の場を設定し、各区の区民会議委員同士が情報交換を行い、学び合うことにより、相互の連携を図り、それぞれの取組を発展させていくことが必要であることについて提言があった。

#### ■第2期委員会：提言 4「より開かれた区民会議」

区民会議の設置目的等について、委員間で共通理解をした上で審議を行うためにも、効果的な勉強会などを開催して委員間の共通認識を深めるとともに、委員の要請に基づき個別に説明するなど、委員としての役割が十分果たせるよう事務局や委員同士がサポートを行うことが必要である。また、区民会議においても市民参加を促進するため、審議や課題解決の過程になるべく多くの区民が参加できるよう、区民との対話や交流を行うなど地域に開かれた区民会議とすることが必要であることについて提言があった。

### 取組状況

#### 区民会議交流会

区民会議委員同士の交流については、平成 24 年 1 月に「かわさき自治推進フォーラム 2012」の一プログラムとして実施した。（平成 22 年度については、東日本大震災の影響により中止）

#### 委員間の共通認識が深まるような取組、委員へのサポート

区	第3期区民会議における取組
川崎区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議に先立ち勉強会を開催</li> <li>・会議資料の充実（必要な情報は参考資料として提供）</li> </ul>
幸区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議テーマに関連する視察会の実施</li> <li>・会議資料の充実（他都市事例等を盛り込み現状認識の共有化）</li> </ul>
中原区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地検証の実施</li> <li>・活動事例の報告</li> <li>・会議資料の充実</li> </ul>
高津区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議課題の現状把握のため、講師を招き勉強会を開催</li> <li>・審議テーマに関する現地調査を原則全員参加で実施</li> </ul>
宮前区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回会議開催前の事前勉強会、第2回会議の前にテーマを絞るための拡大企画部会を開催</li> <li>・有志ワーキンググループによる現地確認等の実施</li> </ul>
多摩区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議課題の現状把握のため、講師を招き勉強会を開催</li> <li>・審議テーマに関連する視察会の実施</li> <li>・部会とは、別に部会員でミーティングの開催</li> </ul>
麻生区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会での勉強会を開催</li> <li>・審議課題に関連する関係団体等の職員を招き、勉強会を開催</li> </ul>

### 区民との対話、交流を行うフォーラムなど地域に開かれた区民会議とするため取組

区	第3期区民会議における取組
川崎区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> <li>・地域課題とその解決策の提案を区民から募集する「区民ポスト」を区役所、支所、行政サービスコーナーに設置</li> <li>・区民アンケートの実施</li> </ul>
幸区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> <li>・幸区区民アンケートを実施して区民会議に関する質問を設定</li> </ul>
中原区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民報告会の実施</li> </ul>
高津区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> <li>・区民ニーズ調査の実施</li> <li>・区役所窓口への提案箱の設置やホームページを利用した意見募集（常時）</li> <li>・地元町内会や関係団体との合同による現地調査の実施</li> </ul>
宮前区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議フォーラムをワークショップ形式で開催</li> <li>・会議の傍聴者にアンケートを配布</li> <li>・区民会議だよりの紙上で意見募集</li> </ul>
多摩区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議フォーラムの開催</li> <li>・ホームページでの意見募集</li> </ul>
麻生区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議フォーラムの開催（2回）</li> <li>・会議の傍聴者にアンケートを配布</li> <li>・区民会議への提案箱を区役所ロビーに設置</li> <li>・ホームページでの意見募集</li> </ul>